

## ○情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について

平成16年2月27日例規（情）第5号

この度、別記のとおり情報セキュリティ委員会運営要綱を定め、平成16年3月1日から実施することとしたので、了知されたい。

### 別記

#### 情報セキュリティ委員会運営要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、情報セキュリティに関する規程（平成30年訓令第2号）第9条第2項の規定に基づき、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 任務

委員会は、次の事項について調査、研究及び検討を行うものとする。

- (1) 情報セキュリティの侵害を防止するための方策に関すること。
- (2) 情報セキュリティを維持するための情報技術に関すること。
- (3) 情報セキュリティの維持に関する職員の意識の向上に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項

#### 第3 構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は情報セキュリティ管理者を、副委員長は高度情報推進局長、総務課長及び警務課長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 情報セキュリティ副管理者
  - (2) 各部の庶務担当課長（総務課長及び警務課長を除く。）
  - (3) 会計課長
  - (4) 教養課長
  - (5) サイバーセキュリティ対策課長
  - (6) 通信指令室長
  - (7) 交通規制課長
  - (8) 運転免許課長
  - (9) 第一方面本部副方面本部長
  - (10) 組織犯罪対策本部副本部長
  - (11) 犯罪対策戦略本部副本部長
  - (12) 万博対策官
  - (13) 委員長が委嘱する大阪府情報通信部通信庶務課長
  - (14) その他委員長が指名する者

#### 第4 運営

- 1 委員会は、委員長が必要の都度招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し、委員会への出席を求めることができる。

#### 第5 幹事会

- 1 委員会に付議される事項について事前に検討・協議させるため、委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は情報セキュリティ副管理者を、副幹事長は高度情報推進課次長を、幹事は次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 各部の庶務担当課次長（警務課次長を除く。）
  - (2) 会計課次長
  - (3) 警務課調査官（企画担当）
  - (4) 教養課次長
  - (5) サイバーセキュリティ対策課次長

- (6) 通信指令室次長
- (7) 交通規制課次長
- (8) 運転免許課次長
- (9) 第一方面本部統括官
- (10) 組織犯罪対策本部総務担当組織犯罪対策本部長補佐
- (11) 犯罪対策戦略本部総務担当犯罪対策戦略本部長補佐
- (12) 万博対策本部総務担当万博対策本部長補佐
- (13) 委員長が委嘱する大阪府情報通信部通信庶務課次長
- (14) その他幹事長が指名する者

4 幹事会は、幹事長が必要の都度招集し、議事を主宰する。

5 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の職員に対し、幹事会への出席を求めることができる。

7 幹事長は、幹事会において検討・協議した結果を、その都度委員長に報告する。

## 第6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、高度情報推進課において行う。

前 文（抄）（令和4年3月31日例規（務）第47号）

令和4年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前 文（抄）（令和5年3月31日例規（務）第40号）

令和5年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。